

## 中津市社会福祉協議会寄り合いの場助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、各地域の拠点場所に子どもや高齢者、障がい者、ボランティアなど様々な地域の方が集い、世代間の交流や安否の確認等、地域の方が生きがいをもって安心して暮らすための「寄り合いの場」を住民の主体性により進める団体等に対し、その活動を実現するため助成し、運営の支援を行うことを目的として必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### (助成対象団体)

第3条 この助成金の対象となる団体は、次の各号に掲げる寄り合いの場を運営する団体とする。

ただし、本会会長が、特に認める場合はこの限りではない。

#### (1) 地域サロン

下記の対象区域の地域住民で組織するボランティアグループにより、地域の民家や空き家などの社会資源を活用し地域住民が気軽に日常的に参加ができる場所として開所されるもの。

○対象区域：小学校区（旧小学校校区含む）または中学校区以上の範囲

○開所回数：週1回以上の開所

○対象者：乳幼児～高齢者等 地域住民

#### (2) 広域型いきいきサロン

下記の対象区域の地域住民で組織するボランティアグループにより、地域の公民館や集会所などを活用し、高齢者・障がい者・子ども等、対象をある程度限定し、交流の機会を持つことで、地域社会との関係づくりを目的に行なわれるもの。交流型と活動型に大きく分かれる。

○対象区域：小学校区（旧小学校校区含む）または中学校区以上の範囲

○開所回数：月1回以上の開所

○対象者：高齢者・障がい者・子ども等

#### (3) いきいきサロン

下記の対象区域の地域の公民館や集会所などを使い、高齢者等の介護予防や引きこもり防止などを目的に、地域のボランティアグループや高齢者などを中心に地域住民の方々が参加・交流できる場所として開所されるもの。

○対象区域：自治会（複数の自治会単位含む）または集落等、小地域単位

○開所回数：原則、月1回以上の開所

○対象者：主に高齢者を中心とした地域住民

※ (1)～(3) のいずれも参加者の参加費・会費等を主な財源として運営されていること

※原則として、1開催につき、10～15人程度以上の参加が見込めるものであること

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、団体の運営や活動に関する経費であって、別表1に掲げるところとする。

(助成対象期間)

第5条 助成を受けた日に属する年度内とする。

(助成金額)

第6条 助成金の交付額は、次に掲げる各号の区分に基づき、別表2に掲げるとおりとする。

(助成金の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を期日までに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（第1-1号様式）、立上げ助成交付申請書（第1-2号様式）（※新規立ち上げ団体のみ）
- (2) 当該年度事業計画及び予算書
- (3) 名簿
- (4) その他、本会が必要とする書類

(審査)

第8条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(決定)

第9条 本会会長は、前条による審査結果に基づき決定し、助成金決定通知書（第2号様式）により通知する。また決定を受けた団体は助成決定通知書に従い請求書（第3号様式）を作成の上、本会会長に請求する。

(事業の報告)

第10条 助成を受けた団体は、助成金に係る当該年度の事業及びそれに係る支出額を精算して、事業終了後、速やかに本会会長に対して、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 完了報告書（第4-1号様式）、立ち上げ完了報告書（第4-2号様式）（※新規立ち上げ団体のみ）

事業内容の報告と収支決算報告を記入し、原則、領収証の写しを添付する。また、事業の目的に従い決定された助成金額は全て精算し、年次繰り越しある場合は認めない。事業未実施等のため残金がある場合、その金額を本会に返還する。

前年度の完了報告書が未提出の場合、返還を求めるものとする。また、これにより返還した場合は、次年度の助成金の交付申請はできないものとする。

- (2) その他、本会が必要とする書類

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 6月26日から施行する。

この要綱は、令和 元年12月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年12月 1日から施行する。

別表1

助成対象経費	運営・活動費	消耗品費、会議費（お茶、コーヒー、お茶菓子等）
	研修経費	講師謝礼金、講師旅費
	施設使用料	部屋代、光熱費（水道、ガス、冷暖房、灯油等）
	備品購入費	1年以上継続して使用することができるもの
	食材費	食材、弁当代の一部
	その他	本会会長が必要と認める経費
対象外経費	人件費	給料、各種手当、社会保険料、謝金その他名称の如何を問わず、団体の構成員に係るもの
	飲食費	アルコール飲料等
	通信費	携帯の電話代など公私の区別がつきにくいもの
	その他	本会が適切でないと認めた経費

別表2

立ち上げ助成 (共募)		寄り合いの場の立ち上げにつき、1回限り 30,000円 ＊立ち上げ年度中に限り、寄り合いの場の整備費及び備品購入費として
運営・活動助成費	地域サロン	(共募) 週1回開所の場合は、一月 5,000円×実施予定月数 週2回開所の場合は、一月 10,000円×実施予定月数 (社協会費) ＊会費については、本会会費納入地域のみ対象 一月 3,000円×実施予定月数
	広域型いきいきサロン	(共募) 一月 3,000円×実施予定月数 (社協会費) ＊会費については、本会会費納入地域のみ対象 一月 3,000円×実施予定月数
	いきいきサロン	(共募) 年間5,000円 (社協会費) ＊会費については、本会会費納入地域のみ対象 一月 3,000円×実施予定月数